

公職選挙事務取扱基準

平成12年4月10日 選管第9号
各市区町村選挙管理委員会委員長あて
神奈川県選挙管理委員会委員長通知

改正	平成12年5月29日選管第87号通知	平成14年8月5日選管第97号通知
	平成15年3月17日選管第359号通知	平成16年3月29日選管第474号通知
	平成18年12月19日選管第289号通知	平成25年6月11日選管第80号通知
	平成28年3月8日選管第274号通知	平成29年3月24日選管第351号通知
	令和3年4月1日選管第2号通知	

(通知) 法定受託事務に係る処理基準の設定等について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による改正後の地方自治法（以下「新自治法」という。）第245条の9第2項の規定に基づき、貴委員会が公職選挙法及び同法施行令に定める法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、「公職選挙法令処理基準」を別紙1のとおり定めましたので通知します。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものですので、事務処理に当たっては、適切に処理するようお願いいたします。

また、新自治法第245条の4第1項に定める技術的助言として、公職選挙法の規定に基づく選挙事務の取扱いについて、「公職選挙事務取扱基準」を別紙2のとおり定めましたので、今後の事務の参考にしてください。

(別紙2)

公職選挙事務取扱基準

第1章 総則

(法令等の略称)

第1条 この取扱基準において、法とは公職選挙法（昭和25年法律第100号）を、令とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）を、委員会とは選挙管理委員会をいう。

第2章 投票

(投票管理者の氏名等の報告)

第2条 市区町村委員会は、投票管理者（共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。）及びその職務代理者を告示したときは、直ちにその旨を開票管理者に通知する。

(投票所等の告示報告)

第3条 市区町村委員会は、投票所（共通投票所を含む。）を告示したときは、直ちにその旨を投票管理者（共通投票所の投票管理者を含む。）及び開票管理者に通知する。

2 市区町村委員会は、期日前投票所を告示したときは、直ちにその旨を期日前投票所の投票管理者及び開票管理者に通知する。

(選挙人の宣言)

第4条 法第50条第1項の規定により、選挙人が本人である旨の宣言をさせる場合の宣言書は、

第1号様式による。

(点字投票による仮投票)

第5条 点字による仮投票の場合には、法第50条第4項の規定により用いるべき仮投票用封筒に点字器により自らその氏名を記載させるとともに符せんをつける。

(仮投票等調べ)

第6条 法第50条第3項若しくは第5項若しくは令第41条第2項若しくは第3項(令第56条第5項、令第57条第3項、令第58条第4項、令第59条の5の4第12項、令第59条の6第11項又は令第59条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定により仮投票した者があるとき若しくは令第63条第1項の規定により受理することができないものであると決定した投票がある場合又は同条第2項の規定により拒否の決定があった投票がある場合は、投票管理者(共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。)は、仮投票等調べ(第2号様式)を作成し、証拠書類があるものについてはその写しとともに投票録に添える。

2 令第65条の4第4項の規定により仮投票した者があるとき又は令第65条の21の規定により受理することができないものであると決定した投票がある場合若しくは拒否の決定があった投票がある場合は、投票管理者は、仮投票等調べ(第2号様式)を作成し、証拠書類があるものについてはその写しとともに投票録に添える。

第7条 法第42条第1項ただし書の規定により決定書又は確定判決書により投票をした者、法第48条の規定により代理投票をした者、令第36条の規定により投票用紙の引換えをして投票をした者、令第39条の規定により点字による投票をした者、令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者又は令第65条の17第2項の規定により郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者があるときは、投票管理者(共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。)は、前条の仮投票等調べを作成し、投票録とともに開票管理者(期日前投票にあつては、最終日に当該市区町村委員会)に送付する。

(投票用紙等の残部措置)

第8条 投票管理者(共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。)は、投票の終了後又は投票を行わない場合は、汚損及び残余の投票用紙、封筒及び投票に用いた物品を投票用紙等送付書(第3号様式)(その1)に添え当該市区町村委員会に送付する。ただし、期日前投票所の投票管理者は、期日前投票の最終日においてのみこれを行うものとし、期日前投票の期間中にあつては、投票用紙等引継書(第3号様式)(その2)により引き継ぐものとする。

(投票箱閉鎖及びかぎの措置)

第9条 投票管理者(共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。)は、投票箱を閉鎖したときは、施錠のうえ投票箱のかぎを1のかぎ及び他のかぎに分けこれを各別に封筒に入れ、投票立会人(共通投票所及び期日前投票所の投票立会人を含む。)とともに封印し、その封筒の表面に1のかぎ又は他のかぎの別、投票区名(共通投票所にあつては共通投票所名、期日前投票所にあつては期日前投票所名)、保管者名を記載する。

(投票箱等送付書)

第10条 法第55条の規定により投票箱等を送致するときは、投票箱等送付書(第4号様式)による。

(投票箱送致遅延の場合)

第11条 天災その他避けることのできない事故により所定の期日までに投票箱を送致することができないときは、投票管理者(共通投票所の投票管理者を含む。)は、直ちに開票管理者にそ

の旨及び送致できる見込日時を適宜の方法で通知する。

2 前項の通知を受けたときは、開票管理者は、直ちに当該市区町村委員会に（市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、選挙長にも併せて）その旨を報告する。

（不在者投票の送致までの保管）

第12条 市区町村委員会の委員長は、令第59条の5、令第59条の6第14項（令第59条の8第3項において準用する場合を含む。）又は令第60条第1項の規定により投票の送付又は送致を受けたときは、当該投票を同条第2項の規定により投票管理者（当該投票区が令第26条の規定に基づく指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致するまでの間、かぎのある箱に保管する。

2 前項の規定は、市区町村委員会の委員長が、令第65条の7第2項、令第65条の12第2項の規定により指定在外選挙投票区の投票管理者に送致する場合に準用する。

第3章 開票

（開票管理者選任報告）

第13条 市区町村委員会は、市町村の議会の議員又は長の選挙において開票管理者及びその職務代理者を告示したときは、直ちにその旨を選挙長に通知する。

（開票日時場所報告）

第14条 市区町村委員会は、開票の日時場所を告示したときは、直ちにその旨を開票管理者に（市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、選挙長にも併せて）通知する。

（参観人）

第15条 開票管理者は、開票の参観を求める者があるときは、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第19条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項、当該事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）又は当該事項を記録した書類。第4号様式及び第7号様式において同じ。）と対照し選挙人であることを確認する。

（投票箱の管理）

第16条 開票管理者は、法第55条の規定により投票箱等の送致を受けたときは、投票管理者（共通投票所の投票管理者を含む。）及び投票立会人（共通投票所の投票立会人を含む。）の面前において投票箱及びそのかぎの封印の異状の有無を点検した後開票の時刻までこれを確実に管理する。

（投票録その他の書類の点検）

第17条 開票管理者は、投票録その他の書類を受領したときは、投票箱等送付書と対照し、その数を確認した上、記載事項を点検し、誤り又は印もれ等のあるものは、それぞれ補正させて確実に保管する。

（開箱の方法）

第18条 開票管理者は、投票箱を開く際には、開票立会人とともにかぎを入れた封筒の封印を確かめた上、封筒を開いてかぎを取り出し、投票箱を開き、投票を所定の場所にあげ、投票箱の中のすべての投票が取り出されたことを確認する。

(得票数等の計算)

第19条 候補者、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿登載者（法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者（以下「優先的に当選人となるべき候補者」という。）を除く。以下この条及び第5号様式において同じ。）若しくは参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票の数を除く。）又は優先的に当選人となるべき候補者の有効投票数の計算は、同一の候補者、同一の衆議院名簿届出政党等、同一の参議院名簿登載者若しくは同一の参議院名簿届出政党等の得票（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を除く。）又は同一の優先的に当選人となるべき候補者の有効投票を適宜つづつたものについて行い、計算者は、その一つづりの計算を終るごとに得票等計算簿（第5号様式）に記入する。

(開票結果報告)

第20条 市町村の議会の議員又は長の選挙において開票管理者が、法第66条第3項の規定により行う開票結果報告書は、第6号様式による。

(点検済の投票等の送付)

第21条 開票管理者は、令第76条第1項の規定により点検済の投票等開票に関する書類及び物品を当該市区町村委員会に送付するときは、点検済投票等送付書（第7号様式）による。

第4章 その他

(候補者に関する通知及び被選挙権の調査)

第22条 選挙長は、市町村の議会の議員又は長の選挙において候補者の届出があったときは、本籍地及び住所地の市区町村長並びに住所地の委員会に対し、第8号様式により通知又は被選挙権の照会を行う。

2 選挙長は、市町村の議会の議員又は長の選挙において候補者の届出があったときは、市区町村委員会に対し、第9号様式により通知する。

(当選人の報告)

第23条 選挙長が市町村の議会の議員又は長の選挙において法第101条の3第1項の規定により市町村委員会にする報告は、当選人決定等報告書（第10号様式）による。

(投票及び開票の順序)

第24条 市町村委員会は、法第119条第1項の規定による同時選挙を行う場合において、投票及び開票の順序を定めたとき、又は同条第2項の規定による同時選挙を行う場合において、法第122条の規定により、県委員会が定めた投票及び開票の順序につき県委員会より通知を受けたときは、直ちに投票の順序については投票管理者（共通投票所及び期日前投票所の投票管理者を含む。）に、開票の順序については開票管理者に通知する。

(届出書等の受理)

第25条 選挙に関し、期日の定めがある事項につき、報告、申請、届出その他の文書を受理したときは、文書の欄外又は余白に受領日時を記入し、受領者の認印の押印又は氏名の記載を行う。

(投票所等の表示)

第26条 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所及び選挙会場にはその門戸に、標札（第11号様式）を掲げる。

第1号様式（宣言書）（第4条関係）

宣 言 書

私は、何市（区町村）何番地の選挙人 氏 名 であることを宣言します。

（上記の宣言の筆記を読み聞かされたので、署名します。）

年 月 日

何投票所において

氏 名

備考 選挙人が、心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、宣言書を作製した投票事務従事者は、氏名を記入してください。

宣言書作製者氏名

第2号様式（仮投票等調べ）（第6条関係）

仮 投 票 等 調 べ

整理 番号	住 所	氏 名	理 由	選 挙 名

備考 「理由」の欄には、仮投票の場合には仮投票した理由を、不在者投票若しくは在外投票について不受理と決定した場合又は不在者投票若しくは在外投票の代理投票の仮投票について拒否の決定をした場合にはその理由をそれぞれ記載してください。

第3号様式（投票用紙等送付書）（第8条関係）

（その1）送付書

何投第 号
年 月 日

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

何投票管理者 印

投票用紙等送付書

年 月 日執行の何選挙（の期日前投票）に係る汚損及び残余の投票用紙等を次のとおり送付します。

区 分	総受領数	総使用数	送付数
投票用紙			
点字投票用紙			
仮投票用封筒			
投票所印			
点字器			
点字投票印			

- 備考 1 例示したもの以外で必要なものは、記入してください。
2 期日前投票に係るものは、期日前投票の最終日においてのみ行ってください。

(その2) 引継書

何投第 号
年 月 日

何投票管理者 殿

何投票管理者 印

投票用紙等引継書

年 月 日執行の何選挙の期日前投票に係る汚損及び残余の投票用紙等を次のとおり引き継ぎます。

区 分	受領数	使用数	引継数
投票用紙			
点字投票用紙			
仮投票用封筒			
投票所印			
点字器			
点字投票印			

備考 例示したもの以外に必要なものは、記入してください。

第4号様式（投票箱等送付書）（第10条関係）

その1 指定在外選挙投票区の投票管理者が送致する場合

何投第 号
年 月 日

何開票管理者 殿

何投票管理者 印
何投票立会人 印

投票箱等送付書

年 月 日執行の何選挙の投票箱等を次のとおり送付します。

1 投票箱	個	5 不在者投票証明書	通
2 選挙人名簿（抄本）	冊	6 投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票	票
3 投票箱のかぎ	個	7 選挙人名簿整理表	通
4 投票録 （宣言書、不在者投票に関する調書、在外投票に関する調書、仮投票等調べ添付）	通		

備考 指定関係投票区にあつては、「不在者投票に関する調書」、「5 不在者投票証明書」及び「6 投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票」を除きます。

その2 指定在外選挙投票区以外の投票管理者が送致する場合

何投第 号

年 月 日

何開票管理者 殿

何投票管理者 印

何投票立会人 印

投票箱等送付書

年 月 日執行の何選挙の投票箱等を次のとおり送付します。

1 投票箱	個	5 不在者投票証明書	通
2 選挙人名簿（抄本）	冊	6 投票所閉鎖後送致を受け	票
3 投票箱のかぎ	個	た不在者投票	
4 投票録 （宣言書、不在者投票に 関する調書、仮投票等調 べ添付）	通	7 選挙人名簿整理表	通

備考 指定関係投票区にあつては、「不在者投票に関する調書」、「5 不在者投票証明書」及び「6 投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票」を除きます。

その3 期日前投票所の投票管理者が送致する場合

何投第 号

年 月 日

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

何投票管理者 印

何投票立会人 印

投票箱等送付書

年 月 日執行の何選挙に係る期日前投票の投票箱等を次のとおり送付します。

1 投票箱	個	5 選挙人名簿整理表	通
2 選挙人名簿（抄本）	冊		
3 投票箱のかぎ	個		
4 投票録 （宣言書、仮投票等調べ 添付）	通		

備考 期日前投票所の投票管理者から市区町村委員会に送致する場合に使用します。

その4 市区町村委員会が送致する場合

何選管第 号

年 月 日

何開票管理者 殿

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 印

投票箱等送付書

年 月 日執行の何選挙に係る期日前投票の投票箱等を次のとおり送付します。

1 投票箱	個	5 選挙人名簿整理表	通
2 選挙人名簿（抄本）	冊		
3 投票箱のかぎ	個		
4 投票録 （宣言書、仮投票等調べ 添付）	通		

備考 市区町村委員会から開票管理者に送致する場合に使用します。

第6号様式（開票結果報告書）（第20条関係）

何開第 号
年 月 日

何選挙長 殿

何市（区町村）第何開票区開票管理者 印

開 票 結 果 報 告 書

年 月 日執行の何選挙の開票の結果は、別紙開票録の写しのとおりですので、
報告します。

第7号様式（点検済投票等送付書）（第21条関係）

何開第 号

年 月 日

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

何選挙第何開票区開票管理者 

点 検 済 投 票 等 送 付 書

年 月 日執行の何選挙の開票事務を 月 日終了したので、点検済投票等を次のとおり送付します。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 点検済投票 | 枚（ 包） |
| 2 開 票 録 | 1通 |
| 3 投票録（添付書類を含む。） | 通 |
| 4 投 票 箱 | 個 |
| 5 投票箱のかぎ | 個 |
| 6 選挙人名簿（抄本） | 冊 |

備考 市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、開票録の送付は必要としません。

第8号様式（候補者に関する通知）（第22条関係）

その1（本籍地の市（区町村）長に対する照会）

何選第 号
年 月 日

何市（区町村）長 殿

何 選 挙 長 印

立候補の届出事項等について（照会）

年 月 日執行の何選挙において 年 月 日（候補者氏名）から別紙届出事項のとおり立候補の届出（推薦届出）がありました。候補者の資格調査上必要がありますので、貴職が把握されている範囲内において別紙照会事項につき調査の上、直ちに回答してください。

なお、回答後、照会事項について 年 月 日（選挙会の開催日）までに異動があったときは、その都度速報してください。

（別紙）

〔届出事項〕

（ふりがな） 候 補 者		性 別	
本 籍			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日（満 歳）		
党 派		職 業	

〔照会事項〕

- 届出事項（党派及び職業を除く。）の異同の有無
（なし、あり _____）
- 公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで又は政治資金規正法第28条で規定する被選挙権喪失の有無
（被選挙権を喪失していない、喪失している）
- 改姓名の有無
（なし、あり _____）

備考 該当する方を○で囲み、1及び3について「あり」の場合には、その内容を記載してください。

照会のあった事項については、上記のとおりです。

年 月 日

何市（区町村）長 印

その2（住所地の市（区町村）長に対する通知及び照会）

何選第 号
年 月 日

何市（区町村）長 殿

何 選 挙 長 印

立候補の届出について（通知及び照会）

年 月 日執行の何選挙において 年 月 日（候補者氏名）から別紙届出事項のとおり立候補の届出（推薦届出）がありましたので、通知します。

なお、候補者の資格調査上必要がありますので、貴職が把握されている範囲内において別紙照会事項につき調査の上、直ちに回答してください。

回答後、照会事項について 年 月 日（選挙会の開催日）までに異動があったときは、その都度速報してください。

（別紙）

〔届出事項〕

（ふりがな） 候 補 者		性 別	
本 籍			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日（満 歳）		
党 派		職 業	

〔照会事項〕

- 1 届出事項（党派及び職業を除く。）の異同の有無
（なし、あり _____）
- 2 他の選挙長からの通知の有無（公職選挙法第87条で規定する重複立候補の禁止の関係）
（なし、あり _____選挙で立候補している）
- 3 改姓名に関する本籍地の長からの通知の有無
（なし、あり _____）

備考 該当する方を○で囲み、「あり」の場合には、その内容を記載してください。

照会のあった事項については、上記のとおりです。

年 月 日

何市（区町村）長 印

その3（本籍地及び住所地が同一の市（区町村）である場合における市（区町村）長に対する通知及び照会）

何選第 号
年 月 日

何市（区町村）長 殿

何 選 挙 長 印

立候補の届出について（通知及び照会）

年 月 日執行の何選挙において 年 月 日（候補者氏名）から別紙届出事項のとおり立候補の届出（推薦届出）がありましたので、通知します。

なお、候補者の資格調査上必要がありますので、貴職が把握されている範囲内において別紙照会事項につき調査の上、直ちに回答してください。

回答後、照会事項について 年 月 日（選挙会の開催日）までに異動があったときは、その都度速報してください。

（別紙）

〔届出事項〕

（ふりがな） 候 補 者		性 別	
本 籍			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日（満 歳）		
党 派		職 業	

〔照会事項〕

- 届出事項（党派及び職業を除く。）の異同の有無
（なし、あり _____）
- 公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで又は政治資金規正法第28条で規定する被選挙権喪失の有無
（被選挙権を喪失していない、喪失している）
- 他の選挙長からの通知の有無（公職選挙法第87条で規定する重複立候補の禁止の関係）
（なし、あり _____選挙で立候補している）
- 改姓名の有無
（なし、あり _____）

備考 該当する方を○で囲み、1、3及び4について「あり」の場合には、その内容を記載してください。

照会のあった事項については、上記のとおりです。

年 月 日

何市（区町村）長 印

その4 (住所地の市(区町村) 選挙管理委員会に対する通知及び照会)

何選第 号
年 月 日

何市(区町村) 選挙管理委員会委員長 殿

何 選 挙 長 印

立候補の届出について (通知及び照会)

年 月 日執行の何選挙において 年 月 日(候補者氏名) から別紙届出事項のとおり立候補の届出(推薦届出)がありましたので、通知します。

なお、候補者の資格調査上必要がありますので、貴職が把握されている範囲内において別紙照会事項につき調査の上、直ちに回答してください。

回答後、照会事項について 年 月 日(選挙会の開催日)までに異動があったときは、その都度速報してください。

(別紙)

[届出事項]

（ふりがな） 候 補 者		性 別	
本 籍			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)		
党 派		職 業	

[照会事項]

- 届出事項(本籍、党派及び職業を除く。)の異同の有無
(なし、あり _____)
- 公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで又は政治資金規正法第28条で規定する被選挙権喪失の有無
(被選挙権を喪失していない、喪失している)
- 公職選挙法第19条で規定する選挙人名簿に登録されていることの有無
(あり、なし)
- 他の選挙長からの通知の有無(公職選挙法第87条で規定する重複立候補の禁止の関係)
(なし、あり _____選挙で立候補している)
- 公職選挙法第88条で規定する選挙事務関係者の立候補の制限の関係
(立候補の制限を受ける選挙事務関係者である、ない)

備考 該当する方を○で囲み、1及び4について「あり」の場合には、その内容を記載してください。

照会のあった事項については、上記のとおりです。

年 月 日

何市(区町村) 選挙管理委員会委員長 印

第9号様式（候補者に関する市（区町村）の選挙管理委員会に対する通知）（第22条関係）

何選第 号

年 月 日

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 殿

何 選 挙 長 印

立候補の届出について（通知）

年 月 日執行の何選挙において別紙のとおり立候補の届出があったので、通知します。

(別紙)

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者の氏名	性別	本籍	住 所	生年月日 (満歳)	党派	職業	一のウェブ サイト等の アドレス	新・現・ 元の別	通称使用認定
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					
			()				(満歳)					

備考 ()内は、通称使用認定がある場合に戸籍名を記載しています。

第10号様式（当選人決定等報告書）（第23条関係）

何選第 号
年 月 日

何市（町村）選挙管理委員会委員長 殿

何 選 挙 長 印

当 選 人 決 定 等 報 告 書

年 月 日執行の何選挙選挙会の結果を公職選挙法第101条の3第1項の規定により選挙録の写しを添えて次のとおり報告します。

1 当 選 人

住 所	ふ り が な 氏 名	得 票 総 数

2 当選人とならなかった候補者

住 所	ふ り が な 氏 名	得 票 総 数

第11号様式（標札）（第26条関係）

選挙会場	開票所	期日前投票所	共通投票所	投票所
何 何市（区町村）第 選挙区 選挙会場	何 何市（区町村）第 開票区 選挙開票所	何 何市（区町村） 選挙期日前投票所	何 何市（区町村） 選挙共通投票所	何 何市（区町村）第 投票区 選挙投票所

- 備考 1 大きさは適宜とします。
- 2 同時選挙の場合は、選挙名を併記してください。
- 3 投票区、開票区、選挙区を分けて設けないときは、これらの文字は不要です。